

# 山梨県のオオクチバスに対する漁業権免許についての要望書

平成 25 年 4 月 10 日

山梨県知事 横内正明 殿

〒142-0042 東京都品川区豊町 4-17-9  
全国ブラックバス防除市民ネットワーク  
会長 杉山秀樹

私たち全国ブラックバス防除市民ネットワーク（41 団体）は、山梨県に対し、現在、県内の 3 湖（河口湖・西湖・山中湖）に設定されているオオクチバスの第五種共同漁業権免許を本年末で終了させることとし、平成 26 年 1 月 1 日の免許更新時にあたり引き続き設定しないこと及び現在策定中の漁場計画案についてもオオクチバスを漁業権魚種として記載しないことを強く要望いたします。

## 【要望の理由】

### 1. 外来生物法制定の趣旨と矛盾する「特例」であるため

オオクチバスは日本において侵略性の高い外来生物と判断され、外来生物法で特定外来生物に指定されています。日本の環境に“いてはいけない生き物”と明確に法律に定められたのです。したがって、本来、山梨県においても全県で駆除すべき魚種ですが、河口湖・西湖・山中湖においては同法が施行された 2005 年に先立つ 2004 年にオオクチバスが漁業権魚種として免許されていたため、同 3 湖におけるオオクチバスの放流、経済利用は「生業の維持」のための「特例」として認められてきました。

しかし、貴県の 3 湖が全国で防除活動が行われているオオクチバスを駆除しないばかりでなく、漁業権免許における義務として特定外来生物を放流し続けることは、外来生物法制定の趣旨と矛盾するものであり、この「特例」措置は未来にわたり永続して許容されて良いものではありません。

外来生物法は「外来生物は環境破壊の大きな要因のひとつである」とする世界の大きな流れを受けて制定・施行されました。そのため、現在、国においても生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で定められた目標（愛知目標）を果たすべく、見直しが行われています。

このたびの漁業権免許の期限切れ及び外来生物法見直しを契機に、山梨県も「特例」を返上し、外来生物法本来の趣旨にあった漁場管理に移行してください。

## 2. 前回の免許時、山梨県が「オオクチバス漁業権は将来設定しなくなる可能性がある」と明言しているため

オオクチバスを免許しない場合、これを経済利用している漁業者等の「生業の維持」に支障が出ることは私たちも理解しています。しかし、山梨県では前回、2004年の漁業権免許更新時、「オオクチバス漁業権に関する経緯及び県の考え方」という文書を3湖の漁協はじめ関係各所に配布し、同文書は今日も山梨県ホームページで公示されています。ここには「県としては、積極的にオオクチバスの漁業権を設定すべきではないと考えている」と書かれ、さらに、「オオクチバス漁業権については、国においても外来魚の駆除に対する効果的な対策が検討されており、場合によっては将来設定しなくなる可能性もあることから、漁協に対しそれに対応できる漁場管理体制を検討するよう求めていくこととした」と明記されています。

国において検討されてきた「外来魚の駆除に対する効果的な対策」の究極が外来生物法です。そして、外来生物法はこの「考え方」が示された翌年に施行されています。今回の更新まで9年という時間がありました。さらにいうなら、オオクチバスの漁業権免許については、最初に河口湖に設定された1984年以来、常に大きな議論を呼んできました。

山梨県におかれましては前回明言した考え方に沿い、3湖がオオクチバス以外の魚種に転換できるよう、指導・支援すべき時期と考えます。

## 3. 山梨県が富士山の世界遺産登録をめざしているため

山梨県は多くの国民の望みでもある「富士山の世界遺産登録」を実現しようと、現在、全县を挙げて運動され環境保全に取り組んでいます。その富士山の足下で、密放流により繁殖した外来生物、しかも、今日では外来生物法で飼育・運搬・輸入・放流などがきびしく制限されている侵略的外来生物を、「特例」として経済利用し続けている現状は、大きな矛盾ではないでしょうか。

「富士山の世界遺産登録」と「オオクチバス経済利用」を同時に行うことは大きな矛盾であり、日本のシンボル“富士山”にふさわしいこととは言い難いと考えます。山梨県におかれましては、侵略的外来生物の経済利用をやめ、在来固有の生物の保全につとめ、世界遺産にふさわしい生物多様性を有する富士山を追求してください。